

東京都北区議会

令和6年第3回定例会で可決した意見書

- 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める
意見書

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期に及んだコロナ禍の影響に加え、諸物価の高騰などにより厳しく、かつ深刻な状況にあり、雇用不安、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされている。

このような社会経済環境に加え、消費税のインボイス制度の施行に伴った小規模事業者に対する課税の強化に事務負担の増加など、厳しい事業経営を強いられ、家族や従業員などの生活基盤は圧迫され続けている。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、消費税をはじめ所得税や住民税、社会保険料などの負担感が増している。

この厳しい環境下において、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や多くの都民の生活は更に厳しいものとなり、地域社会の活性化のみならず日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は東京都に対し、下記の事項を令和7年度以降も継続するよう求める。

記

- 1、小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2、小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
- 3、商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年10月4日

東京都北区議会議長 大 沢 たかし

東京都知事 小 池 百合子 殿